

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	2-20
許認可等の種類	温泉成分分析機関の登録			
根拠法令条例等・条項	温泉法第19条第1項			
許認可等の概要	温泉成分分析を行おうとする者の登録			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <p>温泉法第19条</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項第1号及び第2号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録分析機関登録簿に登録しなければならない。</p> <p>一 前項第3号に掲げる事項が、温泉成分分析を適正に実施するに足りるものとして環境省で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 当該申請をした者が、温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、第1項の登録を受けることができない。</p> <p>一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>二 第25条(第3号に係る部分を除く。)の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</p> <p>三 法人であつて、その役員にうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	40日			
期間の制定根拠	—			